

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部を免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

※(2)については、入札参加資格申請時の提出書類「過去2年以内において官公庁との同等規模の車両賃貸契約実績を証する書類（様式第2号、契約書写し）」を申請期限までに提出してください。

3 入札保証金の納付方法等（納付書による方法）

(1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書（第7号様式）及び債務者登録票（第8号様式）に必要事項を記入し、令和2年5月8日（金）までに提出してください。

イ 依頼書提出日の翌日以降に納付書を発行しますので、沖縄県教育庁義務教育課にてお受け取りください。

ウ 納付書に記載の納付場所において入札保証金を納付し、領収書の写しを令和2年5月14日（木）午後5時までに沖縄県教育庁義務教育課（担当：渡名喜）まで提出してください。

4 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に債務者登録票に記載した口座へ還付しますので、入札保証金還付請求書（第9号様式）を提出してください。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金がある場合は、その全額又は一部に充当します。